

公布された規則のあらまし

佐賀県勤労者福祉会館管理規則を廃止する規則（規則第五一号）

- 1 佐賀県勤労者福祉会館管理規則は、廃止することとした。
- 2 この規則は、平成二十一年七月一日から施行することとした。
- 3 佐賀県行政組織規則について所要の改正を行うこととした。

佐賀県暴力団事務所等の開設の防止に関する条例施行規則（規則第五二号）

- 1 この規則は、佐賀県暴力団事務所等の開設の防止に関する条例（以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めることとした。（第一条関係）
- 2 条例第六条第一項の規定による勧告の対象となる行為を定めることとした。（第三条関係）

次に掲げる措置の実施に関し必要な手続等を定めることとした。（第三条）
（第一四条関係）

- (1) 条例第六条第一項の規定による勧告
 - (2) 条例第六条第二項の規定による県が行う契約からの排除
 - (3) 条例第六条第三項の規定による公表
 - (4) 条例第六条第四項の規定による意見陳述
- 4 その他条例の施行に関し所要の事項を定めることとした。
 - 5 この規則は、平成二十一年七月一日から施行することとした。